

令和6年4月1日から

土地・建物の相続登記申請が義務化されました！

法務省民事局



* 不動産の所有者が亡くなった場合に、相続した人が**所有者の書き換え**をすること

・令和6年4月1日以前に相続した未登録の不動産については、**令和9年3月31日までに相続登記を！**

・相続登記は、**不動産所在地の法務局**に申請して行います。
手続きの詳細は、法務局のホームページをご覧ください。→



・相続登記は自分ですることも可能ですが、書類に不備があると受付けてもらえず、手間がかかります。**専門機関***への相談もご検討ください。

* 専門機関：日本司法書士会連合会



日本弁護士連合会



法定相続割合なら・・・

・土地、建物を相続することになったら、相続人全員で誰が相続するのか、遺産分割するのか、等を速やかに話し合い、**3年以内に相続登記申請**しましょう。

配偶者

子ども



知っ得！
×モ

遺産分割でもめている場合、相続登記の期限延期を申請できます！

戸籍謄本などを持参し、

- ・登録名義人が亡くなったこと
- ・自分がその相続人であること

この2つを**3年以内に登記官に対して申し出れば、相続登記の期限延期ができます。**相続人が複数いる場合でも、各相続人は単独で申し出ができます。

